

山口市道路台帳管理システム再構築及びデータ保守運用業務  
見積書等作成要領

見積書の作成に当たっては、「山口市道路台帳管理システム再構築及びデータ保守運用業務仕様書（以下「仕様書」という。）」の内容を踏まえた上で、本要領に従い作成すること。

- (1) 山口市長宛てとすること。
- (2) 次の2種類の見積を作成し、提出すること。（様式任意）
  - ① 道路台帳管理システム再構築に係る費用
    - 1) 仕様書に記載している事項及び本業務を遂行する上で必要な費用を全て含めること。
    - 2) オプションやカスタマイズで対応する必要がある場合は、当該費用を含めること。
  - ② 道路台帳管理システム保守運用業務に係る費用
    - 1) 令和7年4月1日から令和12年3月31日までの期間に必要な費用を記載すること。  
なお、費用には以下の業務を含むこと。
      - 道路台帳管理システム保守業務
      - 道路台帳管理システムデータ更新業務
      - 道路台帳調書と台帳附図との不整合の解消（精緻化等）業務
    - 2) 道路台帳管理システム保守業務には、システム利用料またはそれに準ずる一切の費用を含むこと。
    - 3) 道路台帳管理システムデータ更新業務は、道路台帳補正業務(年間7km)のほか、告示資料作成支援等の各種関連業務支援に関する費用を含むこと。
    - 4) 道路台帳調書と台帳附図との不整合の解消（精緻化等）業務は、各年度の支払い限度額(20,823,000円)から道路台帳管理システム保守業務及び道路台帳管理システムデータ更新業務の費用を除外した費用の範囲内で実施可能な作業項目、数量とすることとし、1kmあたりの単価を明記すること。  
なお、令和7年からの5年間で全路線の精緻化を求めるものではなく、作業内容と作業量を総合的に判断するための指標として提出を求めるものである。
- (3) 各業務に係る費用の内訳が分かるように具体的に記載すること。（様式任意）
- (4) 各見積記載の金額を山口市道路台帳管理システム再構築及びデータ保守運用業務積算書（様式第7号）に転記し、提出すること。